

金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法(仮称)に向けて」(抜粋)

24 ページ

(2) 投資商品の流動性に着目した開示制度

流動性の高い投資商品

...

四半期報告制度については、当部会の下に設置されたディスクロージャー・ワーキング・グループが本年6月28日にとりまとめた報告「今後の開示制度のあり方について」に沿って制度化を進めることが適当である。なお、同報告において検討が必要とされていた半期報告制度の四半期報告制度への統合については、その統合を基本として、銀行、保険会社など、半期の単体ベースで自己資本比率に係る規制などを受ける業種においては、投資者に対して投資判断に必要な情報を十分に提供する観点から、第2四半期(半期)に係る単体の財務諸表をも併せて開示することを検討することが適当と考えられる。

...